証券コード　9767
平成30年６月６日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目10番１号
日　建　工　学　株　式　会　社
代表取締役社長　皆　川　曜　児

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月26日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目８番２号
ＢＩＺ新宿１階　多目的ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第55期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第55期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役１名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件
第４号議案　株式併合の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.nikken-kogaku.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が続くなか、景気は緩やかな回復傾向に推移いたしましたが、世界各国での地政学的リスク要因が変動し、経済全体の先行きは不透明な状況が続いております。

建設事業関連においても、公共投資は底堅く推移したものの、建設業界における労務単価、建設資材価格等の動向にも注視が必要な経営環境が生じました。また、当社グループの属する型枠貸与事業および資材・製品販売事業は東日本大震災の被災３県の復興事業の需要が減少に転じ、更にその他の地域においても事業全体の需要が減少して推移いたしました。

このような情勢のもと、当社グループは、当連結会計年度に２社を傘下に加えグループの活性化、効率化に努め、激しい受注競争、価格競争の中で受注活動を進めましたが、売上高、利益共に事業計画値に大きく届かない結果となりました。

型枠貸与事業の売上高は1,449百万円（前期比2.4％増）、資材・製品販売事業の売上高は7,309百万円（前期比9.5％減）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,758百万円（前期比7.7％減）となりました。

利益面では、固定費の負担を補うことができず、型枠貸与事業の営業損失は158百万円（前期は営業利益60百万円）、資材・製品販売事業の営業損失は179百万円（前期は営業利益67百万円）となりました。この結果、当連結会計年度の営業損失は337百万円（前期は営業利益128百万円）、経常損失は326百万円（前期は経常利益110百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は293百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益60百万円）となりました。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、業績並びに厳しい経営環境に鑑み、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、173百万円であり、その主なものは鋼製型枠であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、銀行借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースにより、所要資金を賄いました。

（事業別売上高）

（単位：百万円）

事業＼期別	第54期 平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで		第55期（当連結会計年度） 平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
型枠貸与事業	1,415	14.9	1,449	16.5
資材・製品販売事業	8,074	85.1	7,309	83.5
合計	9,490	100.0	8,758	100.0

(2) 直前３連結会計年度の財産および損益の状況

区分＼期別	第52期 (平成27年３月期)	第53期 (平成28年３月期)	第54期 (平成29年３月期)	第55期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売上高（千円）	8,713,473	9,750,999	9,490,180	8,758,816
経常利益又は経常損失（△）（千円）	382,724	83,491	110,183	△326,084
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	363,742	52,421	60,742	△293,202
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	19円91銭	2円87銭	3円33銭	△16円07銭
総資産（千円）	6,761,430	8,148,097	7,017,455	8,213,461
純資産（千円）	2,529,832	2,389,749	2,369,191	1,908,509
１株当たり純資産額	138円53銭	130円71銭	129円60銭	104円40銭

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
東洋水研株式会社	50,000	90	消波根固ブロックの型枠賃貸及びコンクリート二次製品、自然石製品の販売
三省水工株式会社	100,000	100	消波、根固、漁礁ブロック製作用型枠の研究開発及び賃貸、製造販売、舗装用資材及び漁礁用資材の販売
ＮＫ関西工建株式会社	10,000	100	鋼製型枠の保管、保修、輸送、コンクリート二次製品ブロックの製造、販売、輸送、施工

(4) 対処すべき課題

東日本大震災の復興事業がピークを過ぎ下降傾向へ向かう厳しい事業環境下、当社グループが持続的な成長を続けていくためには、今後の成長へ向けた基盤固めへの歩みを確実に進める経営体質を確立することが必要だと考えます。当社グループの中核事業である型枠貸与事業において製品力および技術力を強化して厳しい競争を勝ち抜き、市場占有率の向上へ取組んでまいります。また、グループ全体で固定費の効率的運用に努め、販売費及び一般管理費を統制し事業環境変化とリスクに耐えうる柔軟な事業運営を行い、利益の出る企業体質への変換を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、型枠貸与事業および資材・製品販売事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 型枠貸与事業

主に消波根固ブロックの製造用鋼製型枠の貸与を行っております。

② 資材・製品販売事業

工場で製造した護岸ブロック等のコンクリート二次製品、連結した自然石製品、吸出防止、洗掘防止、遮水等の土木シート製品等の販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成30年３月31日現在）

① 当社の本社および営業所

本社　　東京都新宿区西新宿六丁目10番１号

営業所　北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿中国、四国、九州、沖縄

② 子会社の本社

名称　東洋水研株式会社
本社　東京都千代田区神田錦町三丁目19番地

名称　三省水工株式会社
本社　東京都渋谷区神泉町１番２号

名称　ＮＫ関西工建株式会社
本社　徳島県名西郡石井町藍畑字西覚円944番地１

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
186名	66名増

（注）使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名	1名増	49.5歳	12.7年

（注）使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,662,534千円
株式会社東京都民銀行	221,674千円
株式会社商工組合中央金庫	130,058千円
株式会社みずほ銀行	108,900千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円

（注）１．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日に株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。
２．株式会社東京都民銀行は、平成30年５月１日に株式会社八千代銀行および株式会社新銀行東京との合併により株式会社きらぼし銀行に商号を変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　38,997,000株
② 発行済株式の総数　18,622,544株
③ 株主数　3,544名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
フリージア・マクロス株式会社	1,574,000株	8.63%
株式会社ジェイ・エム・イー	1,288,021株	7.06%
菊池恵理香	1,119,408株	6.14%
行本卓生	767,835株	4.21%
日本国土開発株式会社	616,000株	3.38%
日本生命保険相互会社	576,954株	3.16%
今井正利	557,000株	3.05%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	449,130株	2.46%
三井住友信託銀行株式会社	340,000株	1.86%
日亜鋼業株式会社	250,000株	1.37%

（注）１．当社は、平成30年３月31日現在、自己株式376,857株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日に株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	行本卓生	
代表取締役社長	皆川曜児	
取締役	大内久夫	事業推進部門担当
取締役	五十嵐敏也	事業部門担当
取締役	大門忠志	管理部門担当
取締役	大島登	全日本漁港建設協会顧問
取締役	吉本俊裕	
常勤監査役	佐藤弘志	
監査役	二宮裕	
監査役	遠藤勝利	遠藤勝利税理士事務所代表

（注）１．取締役大島登氏および取締役吉本俊裕氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

2．監査役二宮裕氏および監査役遠藤勝利氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

3．常勤監査役佐藤弘志氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査役佐藤弘志氏は、当社の経理部に昭和56年10月から平成14年３月まで在籍し、通算21年にわたり決算手続ならびに財務諸表等の作成に従事しておりました。

4．監査役遠藤勝利氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

遠藤勝利氏は、税理士の専門性を活かし、会社経営全般について豊富な経験と見識を有するとともに企業会計にも精通しております。

5．当社は、取締役大島登氏、取締役吉本俊裕氏および監査役二宮裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	９名 （３名）	115,083千円 （5,520千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	14,140千円 （4,700千円）
合計	１２名	129,223千円

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成26年６月26日開催の第51回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。

2．監査役の報酬限度額は、平成26年６月26日開催の第51回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

社外監査役遠藤勝利氏は、遠藤勝利税理士事務所代表であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役大島　登	15回	100%	－	－
取締役吉本俊裕	12回	100%	－	－
監査役二宮　裕	15回	100%	12回	100%
監査役遠藤勝利	15回	100%	12回	100%

（注）取締役吉本俊裕氏は、平成29年６月28日開催の定時株主総会において取締役に選任されたため、選任後の開催回数を母数として出席率を算定しております。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役大島登氏および吉本俊裕氏は、土木行政および企業活動に関する高い見識等に基づき、適切な助言、提言等の意見表明を行なっております。

監査役二宮裕氏は、主に内部統制の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査結果の意見交換および議案審議の必要に応じて発言を行っております。

監査役遠藤勝利氏は、税理士の専門性を活かし、経営に対する客観的・中立的立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・合理性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、議案審議の必要に応じて発言を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

１．業務の適正を確保するための体制の決定内容の概況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・マニュアル」を制定し行動規範を定めており、コンプライアンス委員会がコンプライアンス推進方針の作成・改定、体制の維持・管理、教育・啓蒙を統括しております。

また、「内部通報制度」に基づいた通報窓口を設置し、監視体制を整備しております。

さらに監査部門による内部監査を行い、これらの実効性を確保するために体制の見直し、強化を図ってまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要会議である取締役会、部長会の議事録を作成し、社内規程により保管しております。その他の重要な職務の執行に係る情報については、すべて稟議規程、文書取扱規程に則り文書化されており、これを規程により保管しております。

法令、社内規程の定める保管期間が終了した文書等は、確実に裁断あるいは消去いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により社内各部署において関連するリスクの洗い出し、リスク額の算出、リスク額軽減の対策を検討し、半期に一度取締役会に報告することとしております。

取締役会はその結果の妥当性、対策の有効性などを検討し、速やかにリスク回避・軽減対策の実行を指示してまいります。

また、大きな損失の発生の可能性が明らかになった場合、速やかに社長にまで報告が上がる体制を構築しており、速やかな危機管理につなげてまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月１回の定例取締役会とそれに加え臨時取締役会を適宜開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

会社ならびに子会社から成る企業集団の基本は自主性を重んじながら、業務の適正を確保する体制についてはできる限りグループにおいて同一の体制を取ることとしております。子会社管理規程を定めており、それに則って役員人事、報告制度等を実行しており、「コンプライアンス・マニュアル」「リスク管理規程」については同一の規程を使用しております。

また、当社の業務監査室が子会社の監査を行っております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、必要に応じて置くこととし、その人事については監査役会の意見を十分に考慮して決定するものといたします。

⑦　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の任命、解任、人事異動、人事評価等については監査役会の事前の同意を必要といたします。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役監査規則を定めており、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて取締役に説明を求めることが出来るとしており、また業務執行に関する重要な文書、帳簿を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることが出来るとしておりますがこれらを監査役への報告を兼ねるものとみなしております。

また、内部通報制度の通報窓口の１つを常勤監査役としており、誠実かつ正当な情報提供を行った者に対し不利な取扱をしない旨を定めております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるためには、代表取締役の監査役監査の重要性と有用性に対しての理解と、社内の十分な意思疎通が重要であると考えており、代表取締役と監査役、監査役と内部監査担当者、監査役と会計監査人は定期的に情報の交換を実施しております。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しており、また、内部監査を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役２名を選任しております。

・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、社会基盤整備の分野において、国土防災と豊かな自然環境との調和に貢献する製品・工法を提供する当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要

素等への理解が不可欠であると考えます。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、製品・工法開発力、技術力、柔軟な供給体制、取引先等との強固な信頼関係、地域経済・社会への貢献が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようＩＲ活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が③に記載する本対応方針にしたがって適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについての概要

当社は、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

イ．コアビジネスの強化

政府の国土強靭化策による全国の防災・減災対策事業や社会資本整備の更新、東日本大震災の復興事業、南海トラフ対策等への消波コンクリートブロックの供給、環境二次製品等の高機能化、高付加価値化、及び市場に合致した製品開発を推進することにより、コアビジネスを強化します。

ロ．技術力向上による製品・工法開発の推進

生態系との対立ではなく共生を目指す環境活性コンクリートをコンクリート製品に使用する取り組みが、新たな市場の開発と、社会基盤整備の枠を広げる展開を推進しています。このような展開は、技術士及び社会人ドクターの取得更に論文発表等を会社制度として支援し、技術者の技術力の向上を推進していることから生まれるものであると考えます。

ハ．国際事業の強化

ベトナムを拠点とした製品供給体制をより充実させ、東南アジア各国の旺盛な社会基盤整備需要に対応した製品・工法を提供できる体制を整え、国際事業を強化します。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成27年４月24日付取締役会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、同年６月26日開催の定時株主総会において、その継続について株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があり得ます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表するとともに必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた１円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成27年６月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.nikken-kogaku.co.jp/ir/library.html）に掲載する平成27年４月24日付プレスリリースをご覧ください。

④　上記②、③の取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができるとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は３年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,034,434**	**流動負債**	**5,192,085**
現金及び預金	1,707,545	支払手形	2,071,230
受取手形	1,452,029	買掛金	952,886
電子記録債権	333,774	短期借入金	1,290,000
売掛金	1,835,916	1年内返済予定の長期借入金	300,856
商品及び製品	1,519,601	未払金	176,515
原材料及び貯蔵品	18,395	未払法人税等	2,053
その他	177,366	未払消費税等	39,915
貸倒引当金	△10,195	設備支払手形	34,961
固定資産	**1,179,027**	リース債務	123,865
有形固定資産	**519,890**	その他	199,801
建物	50,680	**固定負債**	**1,112,866**
鋼製型枠	162,356	長期借入金	801,507
機械装置	4,411	リース債務	92,414
車両運搬具	11,347	退職給付に係る負債	182,200
器具備品	2,276	その他	36,744
土地	80,650	**負債合計**	**6,304,951**
リース資産	208,167	**純資産の部**	
無形固定資産	**18,137**	**株主資本**	**1,911,396**
ソフトウエア	7,990	資本金	1,004,427
その他	10,147	資本剰余金	541,702
投資その他の資産	**640,999**	利益剰余金	429,960
投資有価証券	375,697	自己株式	△64,694
敷金	85,314	**その他の包括利益累計額**	**△6,506**
破産債権等	175,874	その他有価証券評価差額金	△6,506
その他	181,478	**非支配株主持分**	**3,620**
貸倒引当金	△177,364	**純資産合計**	**1,908,509**
資産合計	**8,213,461**	**負債・純資産合計**	**8,213,461**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		8,758,816
売上原価		7,398,594
売上総利益		1,360,222
販売費及び一般管理費		1,697,545
営業損失		337,323
営業外収益		
受取利息	97	
受取配当金	10,457	
たな卸資産処分益	41,741	
為替差益	74	
雑収入	649	
その他	3,951	56,971
営業外費用		
支払利息	20,957	
支払手数料	21,595	
手形売却損	2,175	
その他	1,003	45,732
経常損失		326,084
特別利益		
固定資産売却益	33	
投資有価証券売却益	88,072	
負ののれん発生益	160,951	249,057
特別損失		
投資有価証券売却損	72	
事業整理損	194,647	194,719
税金等調整前当期純損失		271,747
法人税、住民税及び事業税	14,733	
法人税等調整額	6,700	21,433
当期純損失		293,180
非支配株主に帰属する当期純利益		21
親会社株主に帰属する当期純損失		293,202

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,004,427	541,702	832,662	△63,479	2,315,313
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△109,498		△109,498
親会社株主に帰属する当期純損失			△293,202		△293,202
自己株式の取得				△1,215	△1,215
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	△402,701	△1,215	△403,917
当期末残高	1,004,427	541,702	429,960	△64,694	1,911,396

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	50,279	50,279	3,598	2,369,191
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△109,498
親会社株主に帰属する当期純損失				△293,202
自己株式の取得				△1,215
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△56,785	△56,785	21	△56,764
当連結会計年度中の変動額合計	△56,785	△56,785	21	△460,681
当期末残高	△6,506	△6,506	3,620	1,908,509

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	３社
・連結子会社の名称	東洋水研株式会社 三省水工株式会社 ＮＫ関西工建株式会社

・連結範囲の変更

当連結会計年度において、三省水工株式会社の発行済株式の全部を取得し、連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、ＮＫ関西工建株式会社を新たに設立し、連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産の評価基準および評価方法

・商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法によっております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法によっております。
ロ．リース資産	リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

ハ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金　債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、当社は執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形割引高　51,921千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　8,192,256千円

(3) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(4) リース資産

リース資産は、コンクリートブロック製造用型枠等であります。

(5)担保に供している資産および担保に係る債務

①担保に供している資産

売掛金	55,364千円
定期預金	20,000千円
建物	8,977千円
土地	28,322千円
計	112,664千円

②担保に係る債務

短期借入金	190,000千円
一年内返済予定の長期借入金	81,394千円
長期借入金	125,564千円
計	396,958千円

(6) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当該契約に基づく連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ総額	1,200,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	200,000千円

(7)当座貸越契約

当社および連結子会社（東洋水研株式会社）は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	400,000千円
借入実行残高	290,000千円
差引額	110,000千円

(8)連結会計年度末日満期手形および連結会計年度末日満期電子記録債権

連結会計年度末日満期手形および連結会計年度末日満期電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形および連結会計年度末日満期電子記録債権が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	119,290千円
電子記録債権	7,976千円
支払手形	351,015千円

３．連結損益計算書に関する注記

(1)負ののれん発生益

子会社（三省水工株式会社）取得に係る利益であります。

(2)事業整理損

当社の協力会社の事業再編に伴う債権放棄および事業整理に係る損失であります。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	18,622千株	－千株	－千株	18,622千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	369千株	7千株	－千株	376千株

（注） 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りおよび当社子会社の保有する当社株式の取得による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年６月28日定時株主総会	普通株式	54,759	3.00	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年11月13日取締役会	普通株式	54,739	3.00	平成29年9月30日	平成29年12月1日

※平成29年11月13日開催の取締役会決議による中間配当金の総額は連結子会社が所有する自己株式（当社株式）に係る配当金を控除しております。なお、控除前の金額は54,749千円であります。

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資については設備投資計画に照らして、金融機関からの借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースで行っております。また、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しております。余裕資金は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社は、営業債権について取引先の状況を取引相手先ごとに期日および残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の一部は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、市場金利の動向を確認しております。

リース債務（流動負債）およびリース債務（固定負債）は設備投資に係る所有権移転外ファイナンス・リースであり、償還日は決算日後最長で５年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
① 現金及び預金	1,707,545	1,707,545	－
② 受取手形及び売掛金	3,287,946	3,287,946	－
③ 電子記録債権	333,774	333,774	－
④ 投資有価証券	265,772	265,772	－
資産計	5,595,038	5,595,038	－
① 支払手形及び買掛金	3,024,116	3,024,116	－
② 短期借入金	1,290,000	1,290,000	－
③ 長期借入金	1,102,363	1,103,007	644
④ リース債務	216,279	215,817	△462
負債計	5,632,759	5,632,941	181

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負　債

① 支払手形及び買掛金、② 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④ リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	109,925千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産④投資有価証券」には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　104円40銭

(2) １株当たり当期純損失　16円07銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,794,345**	**流動負債**	**3,877,910**
現金及び預金	719,517	支払手形	1,644,835
受取手形	1,056,188	買掛金	661,536
電子記録債権	333,774	短期借入金	1,100,000
売掛金	1,450,380	1年内返済予定の長期借入金	103,200
商品及び製品	643,480	未払金	149,852
原材料及び貯蔵品	200	設備支払手形	808
前払費用	30,106	リース債務	123,865
関係会社短期貸付金	482,000	その他	93,812
その他	89,035	**固定負債**	**746,219**
貸倒引当金	△10,336	長期借入金	586,200
固定資産	**1,635,676**	リース債務	92,414
有形固定資産	**320,192**	退職給付引当金	33,826
建物	23,266	その他	33,778
鋼製型枠	72,897	**負債合計**	**4,624,130**
機械装置	368	**純資産の部**	
車両運搬具	5,128	**株主資本**	**1,809,924**
器具備品	1,742	**資本金**	**1,004,427**
土地	8,622	**資本剰余金**	**541,702**
リース資産	208,167	資本準備金	541,691
無形固定資産	**13,313**	その他資本剰余金	11
ソフトウエア	6,545	**利益剰余金**	**328,489**
その他	6,767	利益準備金	251,106
投資その他の資産	**1,302,170**	その他利益剰余金	77,382
投資有価証券	331,869	別途積立金	700,000
関係会社株式	729,441	繰越利益剰余金	△622,617
関係会社長期貸付金	55,000	**自己株式**	**△64,694**
敷金	70,399	**評価・換算差額等**	**△4,032**
破産債権等	148,531	その他有価証券評価差額金	△4,032
その他	116,950	**純資産合計**	**1,805,892**
貸倒引当金	△150,021		
資産合計	**6,430,022**	**負債・純資産合計**	**6,430,022**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		6,292,385
売上原価		5,415,225
売上総利益		877,160
販売費及び一般管理費		1,245,417
営業損失		368,257
営業外収益		
受取利息	3,447	
受取配当金	79,783	
たな卸資産処分益	35,457	
雑収入	227	
その他	1,787	120,703
営業外費用		
支払利息	12,944	
支払手数料	20,262	33,207
経常損失		280,761
特別利益		
投資有価証券売却益	88,072	88,072
特別損失		
事業整理損	161,661	161,661
税引前当期純損失		354,349
法人税、住民税及び事業税	13,100	
法人税等調整額	6,700	19,800
当期純損失		374,150

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（ 平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,004,427	541,691	11	541,702	251,106	700,000	△138,958	812,148
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△109,508	△109,508
当期純損失							△374,150	△374,150
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）								
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△483,659	△483,659
当期末残高	1,004,427	541,691	11	541,702	251,106	700,000	△622,617	328,489

			評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△63,479	2,294,800	50,279	50,279	2,345,079
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△109,508			△109,508
当期純損失		△374,150			△374,150
自己株式の取得	△1,215	△1,215			△1,215
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			△54,311	△54,311	△54,311
当事業年度中の変動額合計	△1,215	△484,875	△54,311	△54,311	△539,186
当期末残高	△64,694	1,809,924	△4,032	△4,032	1,805,892

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
③ たな卸資産の評価基準および評価方法	
・商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法によっております。
（リース資産を除く）	ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法によっております。
② リース資産	リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
③ 無形固定資産	定額法によっております。
（リース資産を除く）	なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 また、当社は執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　2,573,735千円

(2) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(3) リース資産

リース資産は、コンクリートブロック製造用型枠等であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	35,393千円
② 短期金銭債務	32,632千円

(5) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

東洋水研株式会社	82,200千円
三省水工株式会社	128,884千円

(6) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

(貸手側)

当社は、グループ内の効率的な資金調達および運用を行なうため、子会社(東洋水研株式会社)とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

当該契約に基づく当事業年度末における貸出未実行残高は次のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ総額	400,000千円
貸出実行残高	400,000千円
差引額	－千円

(借手側)
当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ総額	1,200,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	200,000千円

(7) 当座貸越契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸越限度額の総額	200,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	100,000千円

(8) 期末日満期手形および期末日満期電子記録債権
期末日満期手形および期末日満期電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関休業日であったため、次の期末日満期手形および期末日満期電子記録債権が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	102,304千円
電子記録債権	7,976千円
支払手形	298,241千円

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	114,173千円
② 仕入高	254,307千円
③ 販売費及び一般管理費	806千円
④ 営業取引以外の取引高	73,418千円

(2) 事業整理損
当社の協力会社の事業再編に伴う債権放棄及び事業整理に係る損失であります。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	369千株	7千株	－千株	376千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りおよび当社子会社の保有する当社株式の取得による増加分であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	104,886千円
関係会社株式評価損	22,051千円
貸倒損失否認額	73,270千円
貸倒引当金超過額	49,101千円
商品否認額	40,421千円
その他	27,567千円
計	317,300千円
評価性引当額	△317,300千円
繰延税金資産合計	－千円

６．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	東洋水研株式会社	所有直接90.0％	資金の貸借関係、債務保証、役員の兼任	利息の受取（注１）	3,142	関係会社短期貸付金	460,000
				債務保証（注２）	82,200	－	－
	三省水工株式会社	所有直接100.0％	債務保証、役員の兼任	債務保証（注３）	128,884	－	－
	ＮＫ関西工建株式会社	所有直接100.0％	資金の貸借関係、役員の兼任	資金の貸付	77,000	関係会社短期貸付金	22,000
				利息の受取（注１）	255	関係会社長期貸付金	55,000

(注1)資金の貸付について、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定しております。

(注2)東洋水研㈱の金融機関からの借入(50,200千円 平成31年７月31日期限、32,000千円 平成33年11月30日期限）について保証を行なったものであります。

(注3)三省水工㈱の金融機関からの借入(37,490千円 平成33年11月30日期限、53,240千円 平成32年10月30日期限、18,170千円 平成31年１月31日期限、19,984千円 平成31年２月28日期限）について保証を行なったものであります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	98円98銭
(2) １株当たり当期純損失	20円50銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

日建工学株式会社

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大木　智博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤本　浩巳　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日建工学株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日建工学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

日建工学株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大木　智博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤本　浩巳　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日建工学株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
(3)　連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年５月25日

日建工学株式会社監査役会

常勤監査役　佐　藤　弘　志　㊞
監　査　役　二　宮　　裕　㊞
監　査　役　遠　藤　勝　利　㊞

（注）監査役二宮　裕および監査役遠藤勝利は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役１名選任の件

取締役　大内久夫氏が本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として取締役１名の選任をお願いするものであります。今回選任される取締役の任期は当社定款の定めにより、退任する取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
植田剛史（うえだたけし） （昭和33年７月20日生）	昭和59年４月　建設省入省 平成17年７月　国土交通省港湾局開発課室長 平成23年７月　国土交通省九州地方整備局河川部部長 平成25年７月　国土交通省近畿地方整備局建政部部長 平成27年７月　国立研究開発法人土木研究所企画部部長 平成29年10月　当社入社	－株

（注）１．植田剛史氏は、新任の取締役候補者であります。

２．植田剛史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．植田剛史氏は当社が展開する事業分野における豊富な見識を有し、技術的な面においても深い造詣を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与する人材であると判断し取締役候補者としております。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役　佐藤弘志氏が本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。今回選任される監査役の任期は当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
北喜治（きたよしはる） （昭和29年７月30日生）	昭和53年４月　当社入社 平成19年４月　当社事業部長 平成23年４月　当社東北営業所営業部長 平成26年３月　当社管理部長 平成26年８月　当社執行役員管理部長	7,000株

（注）１．北喜治氏は、新任の監査役候補者であります。
２．北喜治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．北喜治氏は当社の事業活動における豊富な経験及び高い専門性を有しており、その意見を当社の監査体制に広く反映していただけるものと判断し監査役候補者としております。

第３号議案　当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成27年４月24日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます。）を導入することを決議し、同年６月26日開催の当社第52回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

旧対応方針の有効期間が、本総会終結の時までとされているため、当社は、関係法令の改正や社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保の観点から、継続の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。かかる検討の結果、平成30年５月28日開催の当社取締役会において、本基本方針を維持することを確認し、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧対応方針について一部変更を行ったうえで継続すること（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を決定し、その旨を公表いたしました。

なお、今回の継続に際しての主な変更点は以下のとおりです。

・大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭等を交付することは予定していない旨を明確化いたしました。
・その他日付・語句の修正・文言の整理等を行いました。

本対応方針を決議した取締役会には社外監査役２名を含む当社監査役３名全員が出席し、その全員が、本対応方針の運用が適正に行われることを条件に、本対応方針の継続に賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、本対応方針の継続について株主の皆様にご承認をお願いするものであります。本議案が株主総会に出席された株主の皆様の議決権の過半数をもってご承認をいただいた場合には、本対応方針の有効期間は、本総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。また、本対応方針の継続後当初に予定される独立委員会委員の氏名及び略歴は別紙３に記載のとおりです。

本対応方針の内容は、後記のとおりであります。

記

Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、社会基盤整備の分野において、国土防災と豊かな自然環境との調和に貢献する製品・工法を提供する当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、①製品・工法開発力、②技術力、③柔軟な供給体制、④取引先等との強固な信頼関係、⑤地域経済・社会への貢献が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようＩＲ活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、Ⅱ３．をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう（詳細につきましては、Ⅱ４．（１）のイ．ないしニ．をご参照ください。）と認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針にしたがって適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

II 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Ⅰで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、（i）特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、（ii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、（iii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注４）（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）にしたがっていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

１．本対応方針継続の必要性

Ⅰで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールにしたがって、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会及び独立委員会は、かかる情報が提供された後、それぞれ、大規模買付行為に対する当社取締役会及び独立委員会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し必要に応じ開示いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

２．独立委員会

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注５）の中から選任します。なお、独立委員会の概要は別紙２のとおりです。

本対応方針においては、下記Ⅱ４．（１）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記Ⅱ４．（２）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動することがある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合にあたるか否かの判断（下記Ⅱ４．（１）をご参照ください。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅱ４．（２）をご参照ください。）、対抗措置を発動・不発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記Ⅱ４．をご参照ください。）等、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

３．大規模買付ルールの内容

（１）情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要

情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を、速やかに独立委員会に提供するものとします。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性並びに大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

なお、意向表明書及び本必要情報その他大規模買付者が当社に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券（金融商品取引法第２条第２項に規定する有価証券をいいます。以下同じとします。）、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引（デリバティブ取引、貸借取引及び担保取引を含みます。）の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）

③大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第１項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

⑤当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑥当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑦当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑨大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）が過去５年間に行った企業買収、資本提携等の実績（当該企業買収、資本提携等の相手方企業の具体的名称・事業内容、当該企業買収、資本提携等の実行までの経緯、実行後の相手方企業の業績の変化及び相手方企業において実現したシナジーの具体的内容等の情報を含みます。）

⑩その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

（２）当社取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動の勧告または対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動または株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則にしたがって直ちに株主の皆様に対して開示します。

（３）当社取締役会による決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動または株主総会招集の決議その他必要な決

議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し対抗措置発動の可否についてお諮りするため、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。

これらの取締役会決議を行った場合、株主総会が開催された場合等において、当社は適切と認められる情報を、適時適切に開示いたします。

４．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見を参考にし、監査役の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります（対抗措置として具体的に講じる手段については、下記４．（２）をご参照ください。）。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、原則として株主総会招集の決議を行い、当該株主総会の決議にしたがって、対抗措置を発動することがあります（株主総会を開催する場合の手続きについては、上記３．（３）をご参照ください。）。

イ．次の①から④までに掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為である場合
①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
ロ．強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
ハ．大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
ニ．大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見を参考にし、監査役の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙１に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

（３）対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、次のとおり対抗措置発動を中止または停止することができるものとします。

①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

②新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

５．株主及び投資家の皆様に与える影響等

（１）本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

（２）対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議または株主総会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、

当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

６．本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、本総会における株主の皆様の承認を条件として、同承認があった日より継続されることとし、継続後の有効期限は同承認があった日から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とします。

ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示します。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示いたします。

７．法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、平成30年５月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

注１：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保

有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）

または、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注２：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注１の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）

または、

(ii) 特定株主グループが、注１の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

注４：共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

注５：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

以上

別紙１

新株予約権概要

１.新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２.新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個あたりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３.発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５.新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６.新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（ただし、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記８．のとおり、当社による当社株式を対価とする

取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7.新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、１ヶ月間から３ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8.当社による新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭等を交付することは予定していない。

③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

別紙２

独立委員会の概要

１．設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

２．構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、３名以上で構成される。

３．任期

独立委員会委員の任期は、選任後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記２．記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

４．決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

５．決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
④ 大規模買付者による大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合にあたるか否かの決定
⑤ 大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
⑦ 対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
⑧ 対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
⑨ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止
⑩ その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

別紙３

独立委員会委員の氏名及び略歴

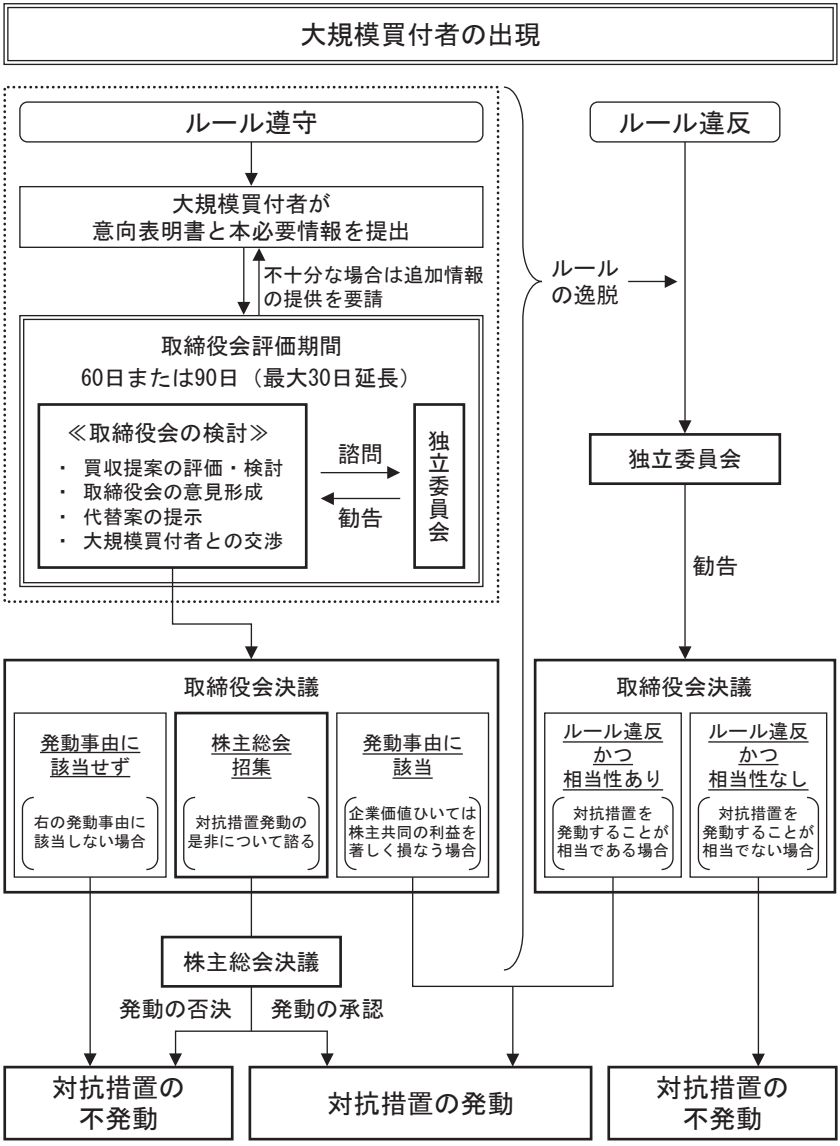
【氏名】二　宮　裕（にのみや　ひろし）
【略歴】昭和16年４月生まれ
平成４年５月　株式会社三和銀行品質管理部長
平成７年５月　東和エンタープライズ株式会社取締役社長
平成11年６月　株式会社アプラス監査役
平成15年６月　当社監査役（現任）
二宮　裕氏は、会社法第２条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】遠藤　勝利（えんどう　かつとし）
【略歴】昭和17年６月生まれ
平成11年６月　蒲田税務署長
平成12年９月　遠藤税理士事務所開設（現任）
平成16年６月　当社監査役（現任）
遠藤　勝利氏は、会社法第２条第16号に規定される当社社外監査役であり、同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】本村　健（もとむら　たけし）
【略歴】昭和45年８月生まれ
平成９年４月　弁護士登録・岩田合同法律事務所入所（現任）
平成15年６月　University of Washington School of Law（LL.M.）
平成15年10月　ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所
（Steptoe & Johnson LLP）ワシントン・オフィス勤務
平成19年６月　学校法人大妻学院、大妻女子大学・監事
平成19年９月　慶応義塾大学法科大学院（ロースクール）・非常勤講師
平成27年４月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官
本村　健氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以上

本対応方針のイメージ図



第４号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、本議案の承認可決を条件として、平成30年10月１日をもって当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを平成30年５月28日開催の取締役会において決議いたしました。

これに併せて、単元株式数の変更後においても、同証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）や中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10株を１株に併合）を行うものであります。

２．株式併合の割合

当社の株式について、10株を１株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、全ての端数株式を一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式併合の効力発生日

平成30年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

3,899,700株

５．その他

その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は10分の１となりますが、１株当たりの純資産額は10倍となります。また、理論上の１株当たりの株価は併合前の10倍となります。

（ご参考）

本議案が原案どおり可決された場合には、会社法第182条第２項及び第195条第１項の規定に従い、平成30年10月１日付で、次の内容の定款変更が行なわれることとなります。

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は3,899万7,000株とする。 ただし、株式の消却がおこなわれた場合には、これに相当する株式数を減じる。 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は389万9,700株とする。 ただし、株式の消却がおこなわれた場合には、これに相当する株式数を減じる。 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

以上

株主総会会場ご案内図



［株主総会会場］
ＢＩＺ新宿１階多目的ホール
ＢＩＺ新宿正面玄関通路は、２階となっておりますので、階段を下り、会場へお越しください。
所在地　東京都新宿区西新宿六丁目８番２号

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

交通機関　ＪＲ線・小田急線・京王線　新宿駅下車 徒歩約15分
東京メトロ丸ノ内線　西新宿駅下車 徒歩約５分
都営大江戸線　都庁前駅下車 徒歩約６分